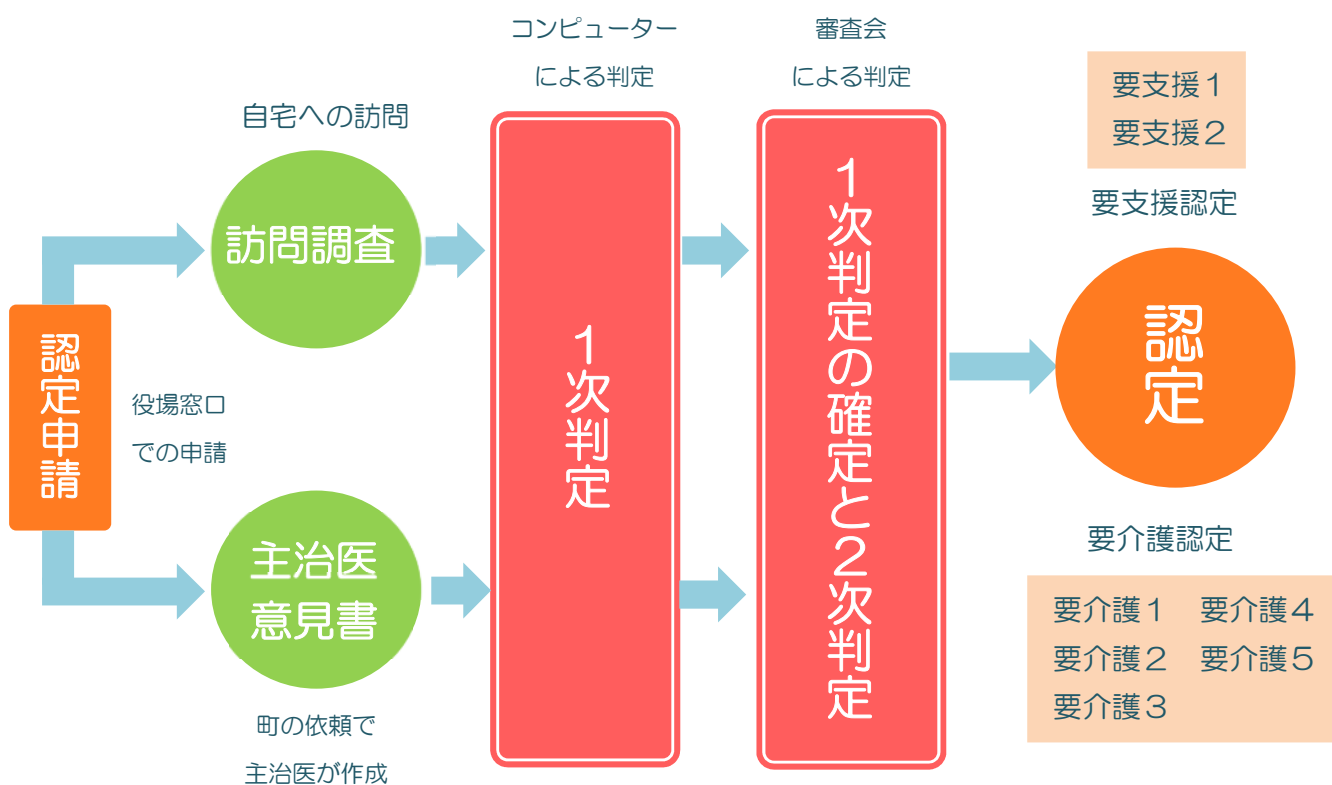


第3回 「介護保険の利用方法 ～審査編～」

要介護認定を受けるためには、**認定審査**を受ける必要があります。ここでは、実際に要介護認定が出るまでのプロセスを見ていきましょう。

要介護認定が出るまでの流れ

被保険者に面接して行う**訪問調査**と主治医によって作成された**意見書**の情報をふまえ、被保険者がどの程度の要介護度に該当しているかを判定する、**認定審査会**が行われます。



1次判定とは

調査員による訪問調査の結果および主治医の意見書の一部の項目をコンピューターに入力することにより行われる判定を**1次判定**といいます。

1次判定は、当該被保険者を介護するためにどのくらいの時間がかかるかという観点から算出されます。

認定審査会とは

1次判定が出た後、保険・医療・福祉の専門家によって構成された**認定審査会**が開催され、最終的な**要介護度（2次判定）**が判定されます。審査会は吾妻郡内の町村によって設置されるもので、

- 1次判定の結果
- 主治医の意見書の内容
- 認定調査の内容

を基にして、**要介護度**および**認定期間**が決定されます。



要介護度について

申請から約1ヶ月ほどで、認定の通知が届きます。**非該当以外の結果**が出た方について、介護保険のサービスが利用できるようになります。

●要介護度一覧●



要介護

要介護 1～5

今現在介護サービスが必要



要支援

要支援 1、2

将来要介護状態になる可能性がある



非該当

自立

介護を必要としない



以上が認定が出るまでの流れとなります。

次回は要介護、要支援の認定が出た後の手続きについて見ていきましょう。

住民福祉課 介護保険係

75-8820 (直通)

75-2111 (内線165)